

日野川河川整備計画アドバイザーミーティング 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、日野川河川整備計画アドバイザーミーティング（以下、「会議」と称する）。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「日野川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」）に基づき実施している事業の進捗状況、流域の社会情勢の変化、地域の意向及び河川整備に関する新たな視点等について意見を聴く場として設置するものである。

2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づく、河川に關し学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う場とする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名する者が委員長の職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 会議は委員長が事務局との調整により、必要とした際に事務局より招集する。

2. 委員の代理出席は原則として認めない。
3. 会議は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(自然再生部会)

第6条 日野川水系（国管理区間）における動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を実現していくための自然再生に関して必要な助言を求めるため、日野川河川整備計画アドバイザーミーティング自然再生部会（以下「自然再生部会」という。）を置く。

2. 自然再生部会は、自然再生部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(公開)

第7条 会議は原則公開とするが、結果等の公開方法については会議で定める。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所に置く。

2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第10条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で詰めて定める。

(附則)

この規約は令和2年 6月30日から施行する。

令和6年10月 9日 改正

令和7年 2月28日 改正

【別表】

日野川河川整備計画アドバイザーミーティング 委員名簿

氏名	職名	専門分野
安藤 重敏	鳥取県生物学会 幹事	環境(魚介類)
小野 達也	鳥取大学 名誉教授	経済学
梶川 勇樹	鳥取大学学術研究院工学系部門 准教授	河川工学
門田 真知子	鳥取大学 名誉教授	歴史・文化
北村 義信	鳥取大学 名誉教授	関係水利・農水
鷲見 寛幸	大山町教育委員会 教育長	環境(植物)
丹下 菜穂子	鳥取県栽培漁業センター 所長	関係漁業
津森 宏	NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部 事務局担当	環境(動物・鳥類)
三輪 浩	鳥取大学学術研究院工学系部門 教授	河川工学
山本 恭子	米子市立山陰歴史館 副館長兼主幹学芸員	文化財

(敬称略、五十音順)

**日野川水系河川整備計画アドバイザーミーティング
自然再生部会
設置要綱**

(目的)

第1条 「日野川水系河川整備計画アドバイザーミーティング自然再生部会」(以下、「自然再生部会」という。)は、日野川水系(国管理区間)における動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を実現していく自然再生に関して必要な助言を求める目的とする。

(組織等)

第2条 部会員は、第1条の目的に鑑み、日野川水系河川整備計画アドバイザーミーティングの委員から選任するものとし、別表に掲げる部会員で構成するものとする。

2. 自然再生部会は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第3条 自然再生部会に部会長を置く。部会長は、部会員の互選によってこれを定めることを原則とするが、日野川水系河川整備計画アドバイザーミーティングの委員長がこれを兼務できるものとする。

2. 部会長は自然再生部会の運営と進行を総括する。

3. 部会長に事故等あるときは、自然再生部会に属する部会員のうちから部会長が事前に指名する者が部会長の職務を代行する。

4. 自然再生部会で協議した結果は、日野川水系河川整備計画アドバイザーミーティングに報告するものとする。

(公開)

第4条 日野川河川整備計画アドバイザーミーティングで定める公開規定に準ずるものとするが、生物における重要種の情報を取り扱う場合で情報漏洩が懸念される場合は、非公開とすることができます。

(要綱の改正)

第5条 本要綱の改正は、部会員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第6条 自然再生部会の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所に置く。

2. 事務局は、自然再生部会の運営にかかる庶務を処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、自然再生部会の運営に関し必要な事項については、自然再生部会で詰めて定める。

(附則) 本要綱は、令和7年2月28日から施行する。

【別表】

日野川水系河川整備計画アドバイザーミーティング 自然再生部会
部会員名簿

氏名	職名	専門分野
安藤 重敏	鳥取県生物学会 幹事	環境(魚介類)
梶川 勇樹	鳥取大学学術研究院工学系部門 准教授	河川工学
北村 義信	鳥取大学 名誉教授	関係水利・農水
鷺見 寛幸	大山町教育委員会 教育長	環境(植物)
丹下 菜穂子	鳥取県栽培漁業センター 所長	関係漁業
津森 宏	NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部 事務局担当	環境(動物・鳥類)
三輪 浩	鳥取大学学術研究院工学系部門 教授	河川工学

(敬称略、五十音順)